

平成30年第2回定例会（9月議会）
建設部 提出資料（9月14日）

建設委員会

【議案関係】

○ 都市計画課	手形陸橋工事委託変更契約の締結について	・・・ 1
○ 河川砂防課	鳥海ダムの建設に関する基本計画に対する意見について	・・・ 3
○ 建築住宅課	秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案について	・・・ 7
	秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例案について	・・・ 9

手形陸橋工事委託変更契約の締結について

平成30年9月14日
都 市 計 画 課

1 概要

- 平成28年10月6日及び平成29年12月22日に議決を経た地方街路交付金工事の内容を変更する必要が生じたことによる変更契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定に基づき、議会の議決に付す。

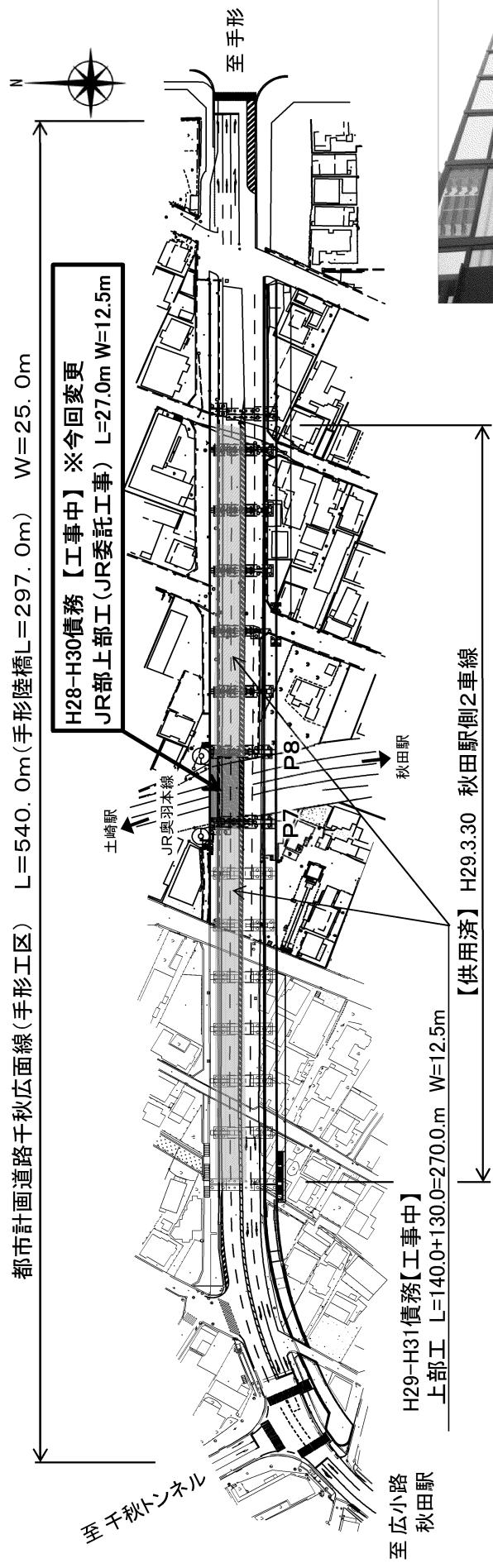
2 変更契約内容

- (1) 工事名 地方街路交付金工事
- (2) 路線名 都市計画道路千秋広面線 ((主) 秋田岩見船岡線) 手形工区
- (3) 場所 秋田市千秋城下町地内 (手形陸橋)
- (4) 工事内容 橋梁工
 橋長 : L = 27.0m、幅員 : W = 12.5m
 工種 : 既設桁及び床版撤去、桁架設、桁修繕、床版工 等
- (5) 相手方 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
 執行役員 秋田支社長 菊地 正
- (6) 金額 現契約額 800,358,889円
 変更契約額 795,693,218円 (減 4,665,671円)
- (7) 工期 平成28年10月18日から平成30年10月31日
- (8) 変更理由 工事の実施に伴う監督業務委託の実績減等による減額

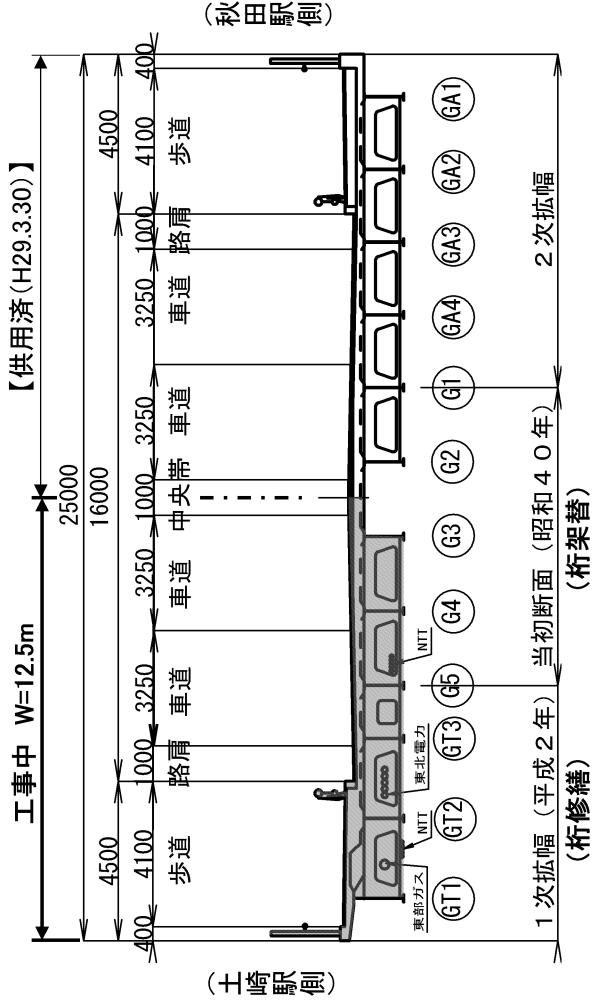
3 スケジュール

工種	H28年度			平成29年度			平成30年度		
	12	3	6	9	12	3	6	9	12
準備・後片付け		■						■	↑ 完成
仮設工（足場、架設桁）			■					■	H30.10.31
既設桁及び床版撤去				■					
桁架替（新設）					■				
桁修繕（再利用）						■			
床版工及び橋梁附屬物工							■		

[平面圖]



【標準横断図】



真写況状



行架設完了狀況



卷之三

床版工完了状況

鳥海ダムの建設に関する基本計画に対する意見について

平成30年9月14日
河川砂防課

1 概要

- ・鳥海ダムの建設に関する基本計画について、平成30年8月9日付けで国土交通大臣から秋田県知事あてに意見照会。
- ・知事の意見案について「特定多目的ダム法第4条第4項」の規定に基づき、議会の議決に付す。

2 ダム建設事業概要

- ・建設地：子吉川水系子吉川
(由利本荘市鳥海町百宅地先：鳥海総合支所から直線で約8km)
- ・目的：洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道、発電
- ・総事業費：約1,100億円
- ・工期：平成5年度～平成40年度（予定）



3 経緯

- ・平成 5 年度 実施計画調査着手
- ・平成 25 年度 ダム事業検証の結果、対応方針「継続」決定
- ・平成 27 年度 ダム建設段階に移行（鳥海ダム工事事務所設置）
- ・平成 30 年度 基本計画作成（規模及び型式、工期等）

4 基本計画の主な内容

（1）規模及び型式

- ・子吉川流域の洪水の低減や水道用水等を考慮して規模を決定

項目	諸元等
ダム高	81.0m
堤頂長	365.0m
型式	台形CSGダム

（2）総事業費と工期

- ・施工の合理化によりコスト縮減が可能な台形CSGダム型式を採用

項目	事業費等
総事業費	約1,100億円
工期	平成5年度 ～平成40年度（予定）

（3）発電用取水量及び最大出力

- ・秋田県発電計画に基づき、発電用取水量及び最大出力を設定

項目	取水量等
取水量	毎秒4.6m ³
最大出力	990キロワット

（4）建設に要する費用の負担率

- ・発電計画等を考慮し、建設に要する費用の負担率を設定

区分	負担率	負担者
河川	98.80%	国、県（建設部）
水道	1.17%	由利本荘市
発電	0.03%	県（産業労働部）

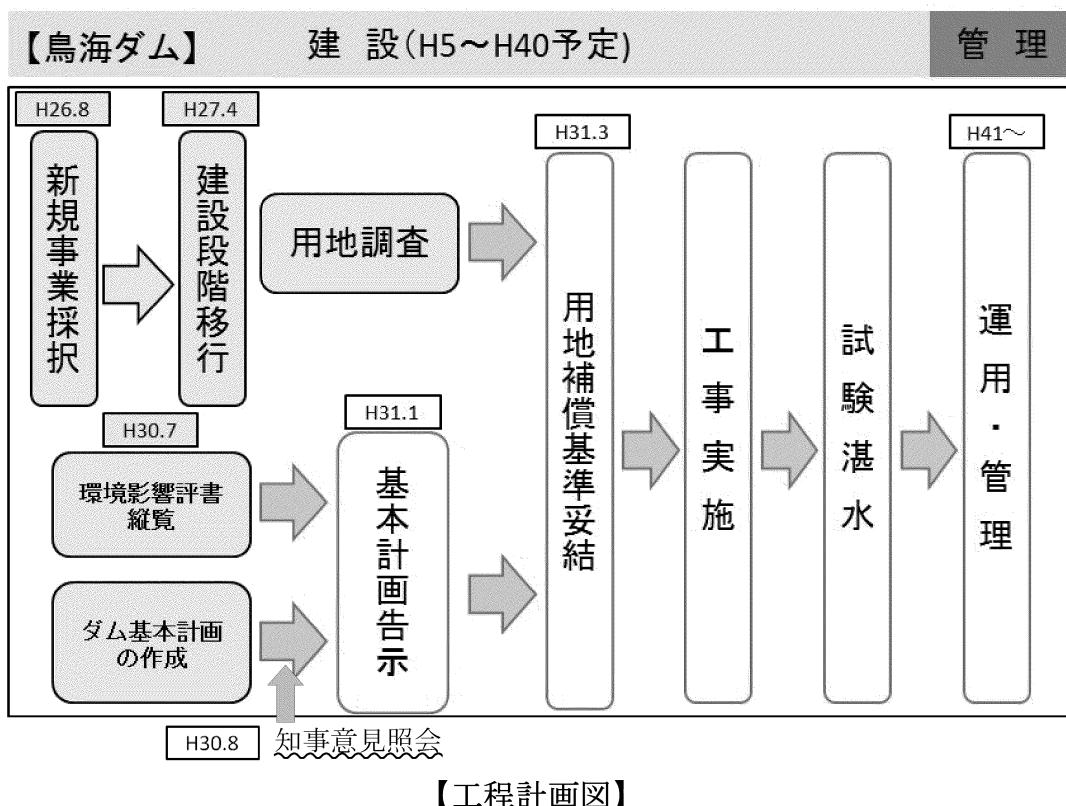
5 知事の意見（案）

- ・特定多目的ダム法の規定による鳥海ダムの建設に関する基本計画については同意。
- ・なお、次の事項について要望。

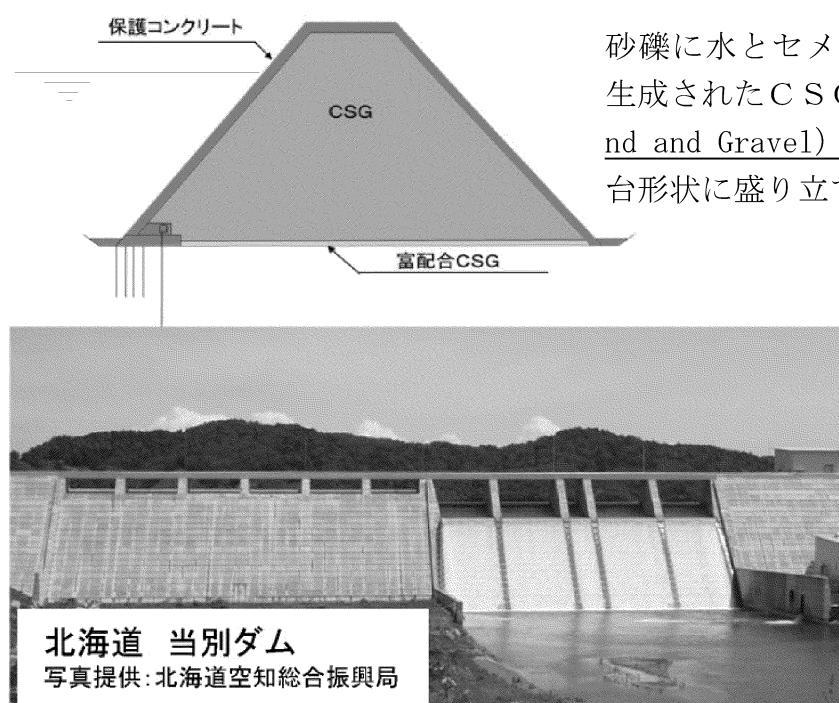
- (1) 事業の執行について、より一層の合理化を図り総事業費の節減に努められたい。
- (2) 計画的な事業執行を図り、予定期限内完成に努められたい。
- (3) 建設工事中の安全対策について、十分配慮されたい。

6 事務処理の流れ

- ・平成30年 8月 国土交通大臣より秋田県知事あて意見照会
- ・平成30年 9月 知事の意見（案）について県議会へ議案を提出
- ・平成30年10月 県議会議決後、秋田県知事より国土交通大臣へ意見回答（予定）
- ・平成31年 1月 国土交通省 基本計画告示（予定）



<<台形CSGダム>>



【台形CSGダム型式のイメージ図】

秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案について

平成30年9月14日
建築住宅課

1 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第202号）による建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 建築基準法第85条第5項の規定により建築の許可を受けた仮設興行場等と同様に、建築基準法第85条第6項の規定により1年を超える存続期間を定めて建築の許可を受けた仮設興行場等について、秋田県建築基準条例における建築物の敷地と道路との関係に係る制限の規定を適用しないこととする。（第14条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】

建築基準法	秋田県建築基準条例
法第85条第5項 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗 その他これらに類する仮設建築物（仮設興行場等）について存続期間1年を上限として建築を許可	条例第14条（改正前） 法第85条第5項の許可を受けた仮設興行場等を適用除外。
法第85条第5項 上記に同じ 法第85条第6項（新設） 仮設興行場等について1年を超えて存続しなければならない特別の必要がある場合は、使用上必要と認める期間を定めて建築を許可	条例第14条（改正後） 法第85条第5項又は <u>同条第6項</u> の許可を受けた仮設興行場等を適用除外。

秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物の敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第五十六条の二第一項の規定による中高層の建築物の高さの制限に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物の敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第五十六条の二第一項の規定による中高層の建築物の高さの制限に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第六条 都市計画区域内にある建築物で次の各号に該当するものの敷地は、当該各号に掲げる数値以上道路に有効に接しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 階数三以上の建築物又は令第百四十四条の五に規定する窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物 四メートル</p>	<p>(建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第六条 都市計画区域内にある建築物で次の各号に該当するものの敷地は、当該各号に掲げる数値以上道路に有効に接しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 階数三以上の建築物又は令第百四十四条の六に規定する窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物 四メートル</p>
<p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第十四条 法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第六条から第八条まで、第十一条及び前条の規定は、適用しない。</p>	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第十四条 法第八十五条第五項の規定による許可を受けた仮設建築物については、第六条から第八条まで、第十一条及び前条の規定は、適用しない。</p>
<p>(市町村条例との調整)</p> <p>第十五条 法第三十九条、法第四十条、法第四十三条第三項又は法第五十六条の二第一項の規定に基づく条例を制定している市町村の区域については、規則で定めるところにより、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。</p>	<p>(市町村条例との調整)</p> <p>第十五条 法第三十九条、法第四十条、法第四十三条第二項又は法第五十六条の二第一項の規定に基づく条例を制定している市町村の区域については、規則で定めるところにより、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。</p>

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例案について

平成30年9月14日
建築住宅課

1 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行により、建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

- (1) 建築基準法第43条第2項第1号の規定による**建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定**を受けようとする者から、申請1件につき2万7千円の手数料を徴収する。（別表関係）
- (2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による**建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可**を受けようとする者から、申請1件につき3万3千円の手数料を徴収する。（別表関係）
- (3) 建築基準法第85条第6項の規定による**仮設興行場等の建築の許可**を受けようとする者から、申請1件につき16万円の手数料を徴収する。（別表関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成30年10月15日から施行する。

【参考】

建築基準法	条例で定める手数料の額
法第43条第1項ただし書きの許可 (建築審査会の同意が必要)	別表6の項（改正前） 33,000円
法第43条第2項第1号の <u>認定</u> (建築審査会の同意が <u>不要</u>)	別表6の項（改正後） 27,000円
法第43条第2項第2号の <u>許可</u> (建築審査会の同意が <u>必要</u>)	別表7の項（改正後） 33,000円



秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		別表（第二条関係）		新	
		区分		区分	
四 略	備考 一・二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十一の項に定める額を加算した額とする。	一(5)五 六 法第四十三条第一項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請 七 法第四十三条第二項第二号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請 八(5)三十八 三十九 法第八十五条第五項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請 イ(5)ハ 略 四十一(5)五十七 四十 法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請 イ(5)ハ 略	略 略 略 十六万円	一(5)五 六 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請 七 八(5)三十七 三十八 法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請 イ(5)ハ 略 三十九(5)五十五 四十 法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請 イ(5)ハ 略	二万七千円 三万三千円 略 略 三万三千円 略
		別表（第二条関係）		旧	
四 略	備考 一・二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十九の項に定める額を加算した額とする。				

五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十二の項に定める額を加算した額とする。

六 略
七 この表五十の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。

イ～ニ 略

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（附則第二項第一号による改正）

	新	旧
	別表（第二条関係） (表略)	別表（第二条関係） (表略)
備考	一～三 略	備考
四	確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。	四
五	略	確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。

五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十の項に定める額を加算した額とする。

六 略
七 この表四十八の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。

イ～ニ 略

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（附則第二項第二号による改正）

		新	
3 2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合で あつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。	(手数料の徴収) 第一条 略	3 2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合で あつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。	(手数料の徴収) 第一条 略
秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部改正（附則第二項第三号による改正）	旧	秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部改正（附則第二項第三号による改正）	旧
(手数料の額) 第二条 略 2 5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。	(手数料の額) 第二条 略 2 5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。		